

研修実施団体 各位

国土交通省自動車局貨物課長

車積載車による事故車等の排除業務に係る研修の実施予定日の延期について

平素より、国土交通行政に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

車積載車による事故車等の排除業務に係る研修（以下「研修」といいます。）については、令和 2 年 3 月 12 日付けで、「車積載車により事故車等の排除業務に係る研修の実施予定日の延期について（国自貨第 152 号）」により、延期等をお願いしたところです。

今般、一部の地方公共団体を対象に緊急事態宣言の発令が行われたことも踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、改めて研修実施日の延期等についてお願いいたしますので、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

具体的には、令和 2 年 5 月 31 日までの間に実施を予定している研修については、原則として同年 6 月 1 日以降へ延期することとし、やむを得ず同期間中に研修を実施する場合には、下記厚生労働省HPも参考にしつつ、感染防止の観点から受講人数・会場等を調整する等必要な感染防止のための対策を十分に講じた上で実施するようお願いいたします。また、上記緊急事態宣言が発令された地方公共団体の区域において、同宣言の対象期間である同年 5 月 6 日までの間に実施を予定している研修については、上記にかかわらず一律当該対象期間以降への延期をお願いいたします。

また、研修の延期のお願いに伴い、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための一時的かつ緊急的な措置として、令和 2 年 6 月 30 日までを期限として行われている車積載車による事故車等の排除業務に係る自家用自動車の有償運送許可であって、今般の研修延期によって更新手続きができなかったことにより、当該許可の期限が過ぎることとなるものについては、令和 2 年 7 月 31 日まで、当該期限が延長されたものとして取り扱うこととします。ただし、令和 2 年 8 月 1 日以降も許可が必要な場合にあっては通常どおり許可の申請を行うこととなります。

引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

（参考）厚生労働省HP「新型コロナウイルス感染症について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#houshin

お問い合わせ先：国土交通省自動車局貨物課 柳瀬・吉見
TEL: 03-5253-8575 FAX: 03-5253-1637